

社会福祉法人 大輪福祉会

役員費用弁償及び報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大輪福祉会役員に対する費用弁償及び役員報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 前条に定めるものが、その職務のため出張する場合は、費用弁償として旅費を支給する。

2 前条の旅費の支給方法は、若松保育園旅費規程に準ずる。

(役員報酬)

第3条 理事が理事長の招集に応じ理事会に出席したときは、その出席日数1日につき、5,000円を支給する。

2 監事が会計監査のため出席したときは、その出席日数1日につき、8,000円を支給する。

3 理事長が法人内部の決裁をするため法人事務所に出席したときは、その出席日数1日につき、5,000円を支給する。

4 評議員が理事長の招集に応じ評議員会に出席したときは、その出席日数1日につき、5,000円を支給する。

5 当福祉会役員に対して、各年度の総額が536,000円を超えない範囲で支給することとし、理事に対しては210,000円を超えない範囲で支給する。監事に対しては、各年度の総額が86,000円を超えない範囲で支給する。理事長に対しては240,000円を超えない範囲で支給する。

6 第三者委員が理事会に出席したときは、その出席日数1日につき、5,000円を支給する。

7 評議員選任解任委員会に外部委員、監事が出席したときは、その出席日数1日につき5,000円を支給する。

8 決議の省略においての職務を行った場合は、理事、監事、評議員に対しての報酬は1回につき5,000円を支給することができる。

9 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員及び支給の辞退を申し出た者に対しては、報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬は通貨を持ってその都度本人に支給する。又は、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるとする。

2 報酬等は法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人の申出のあった立替金等を控除して支給する。

附 則

この規程は令和3年7月1日から施行する。

同時に旧規則は廃止する。

この規程は令和4年4月1日から施行する。

同時に旧規則は廃止する。